

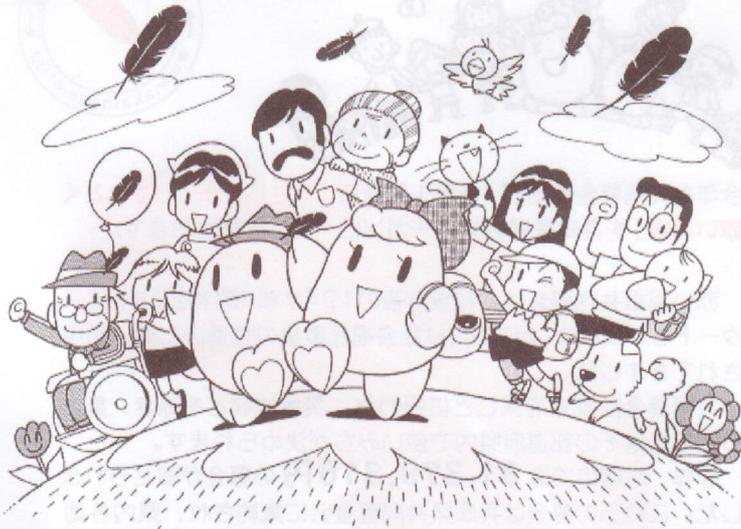


## 赤い羽根共同募金運動Q&A

### Q：募金なのに、どうして目標額を決めるの？

A：共同募金は、募金が集まってから使いみちを決めているのではなく、あらかじめ募金をつかって行う福祉活動の計画を立てて、それに必要な金額を目標額として募金活動を行う、「計画募金」という仕組みです。

これは、寄付者の方々への判断材料（地域福祉ニーズに応えるためにはどれくらい必要か）をお示ししているものです。1世帯当たりの目安額などを設定する場合がありますが、目安に過ぎません。あくまでも寄付者の自主的な協力を基本としています。



★共同募金の寄付金には税制上の特典があります。

○会社などの法人の寄付金は、全額損金参入できます。

○個人の寄付金は、寄付金控除の対象になります。

※共同募金運動期間以外でも年間を通して寄付金を取り扱っております。

お問い合わせは

兵庫県共同募金会尼崎市共同募金委員会  
(尼崎市社会福祉協議会内)

TEL 06-6489-3550

FAX 06-6489-3526

## 東日本大震災義援金へのご協力ありがとうございました。

8月13日までに受け付けさせていただきました皆様（既掲載者を除く、順不同・敬称略）  
なお氏名掲載についての同意の確認が取れていない方につきましては、掲載を差しひかえさせていただきます。

<法人・団体>

ひよこクラブ

尼崎市立身体障害者福祉センター

<個人>

沢本 仁一郎



震災直後より義援金の募集をさせていただいたところ、8月13日までに**全国で40,205,823,421円、尼崎市で42,865,882円**もの善意が寄せられました。

これらの義援金は、義援金を被災都道県に配分するため設置された「義援金配分割合決定委員会」による決定に基づき、日本赤十字社に寄せられた義援金とともに各被災都道県に送金され、市町村を通じて被災された方々へ届けられています。（お寄せいただいた義援金はすべて被災者に届けられます。）

あたたかいご協力ありがとうございました。

## 社協からのお知らせ

### 安全・安心♪みんな笑顔のまちづくり

～共同募金の配分金は、福祉協会や連協での活動にも活用されています～

尼崎市社協  
キャラクター  
あまりんちゃん



みなさんが加入されている**福祉協会（自治会・町会）**や**連協（社会福祉連絡協議会）**では、**盆踊りやお餅つきなどの季節ごとの行事、ふれあい喫茶、子どもや高齢者の見守り、自主防災活動、清掃活動など**、住民同士が交流を深め、安全で安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動を行っています。みなさんも、ぜひご参加ください。

また、ご近所に、最近引っ越して来られた方や、まだ福祉協会に加入されていない方がいらっしゃいましたら、福祉協会への加入や活動への参加について、お誘いいたしますようお願いいたします。

お問い合わせは 尼崎市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 06-6489-3550